

動薬協会発 27 号

平成24年1月23日

社団法人 日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 岡 本 雄 平
(公 印 省 略)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事審査管理班
長より通知がありましたのでお知らせします。

事務連絡
平成24年1月18日

社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第2項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成23年農林水産省令第55号）が別添のとおり平成24年1月18日付けをもって公布され、同日から施行されました。今回の改正内容は下記のとおりであるので、参考としてください。

記

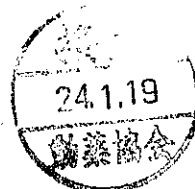
1. 改正の内容

人用医薬品の承認に係る薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）の一部改正に伴い、条項を繰下げる。

第百六十三条中「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の十九」を「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十」に改める。

2. 施行期日

平成24年1月18日



○農林水産省令第二号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第六百六十三条中「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の十九」を「同部有機薬品及びその製剤の項第五号の二十」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。